

学友会選挙規定

第1章 総則

- 第1条 本会則第8章に基づき、この規定を制定する。
- 第2条 本会会長1名、本会副会長1名、書記長1名、財政長1名を公募する。
- 第3条 学友会細則第12章により、公正な役員改選挙に携わる。

第2章 告示

- 第4条 選挙管理委員会は、立候補者公募5日間前までに以下の項目を告示する。
- 1) 立候補者公募期間、公募受付場所、受付時間
 - 2) 選挙運動期間
 - 3) 投票期間
 - 4) 開票日
 - 5) 開票結果告示日

第3章 立候補者公募

- 第5条 被選挙権は本会会員のみ有する。ただし、選挙管理委員は被選挙権を有しない。
- 第6条
1. 立候補者公募は定例学生総会の6週間前までに選挙管理委員会が行う。
 2. 公示は以下の項目を示す。
 - 1) 受付時間及び方法
 - 2) 募集期間及び日時
 - 3) その他必要事項
 3. 募集期間は、公募開始日から原則一週間とし、最大二週間とする。
- 第7条 役員の立候補者がいない場合には、本会会長が新たな役員を推薦する。

第4章 選挙運動

- 第8条 立候補者は、立候補者公募締め切り日より原則1週間、選挙運動をすることができる。

第9条 選挙管理委員会は、運動期間中に以下の項目を公示する。

- 1) 候補者の氏名及び読み方
- 2) 候補者の回生及び学科
- 3) 決意表明
- 4) その他必要事項

第10条 次の違反事項にあてはまる場合、選挙管理委員会の判断により処罰する。

- 1) 講義内での運動が行われた場合
- 2) 本会会員以外による運動が行われた場合
- 3) ほかの立候補者に対し選挙妨害を行った場合
- 4) 講義に悪影響を与えた場合
- 5) 学校側から複数回注意があった場合
- 6) その他選挙管理委員会があらかじめ規定した事項に違反した場合

第5章 投票

第11条 選挙権は、本会会員のみ有する。ただし、選挙管理委員は選挙権を有しない。

第12条 投票期間は、選挙運動終了日から原則一週間とし、最大二週間とする。

第13条 投票は原則として無記名投票とする。

第14条 投票方法は選挙管理委員長に一任する。ただし、有効票、無効票の基準を明確にした上で投票開始日までに公表しなければならない。

第15条 選挙管理委員会は、投票期間の1週間前までに以下の項目を公示する。

- 1) 受付時間及び方法
- 2) 投票時間及び方法
- 3) その他必要事項

第6章 開票

第16条 開票は選挙管理委員会が行う。ただし、立候補者は立ち会うことができない。

第17条 原則として投票終了時に即日開票を行う但し開票作業が3時間を超える場合は翌日に延期することができる。投票終了後一週間以内に選挙管理委員会によって開票結果を告示しなければならない。

第18条 開票結果告示は以下の項目を示す。

- 1) 総投票数
- 2) 候補者全員の得票数
- 3) 無効票数
- 4) その他必要事項

第7章 当選人

第19条 有効投票の最多数を得たものをもって当選人とする。ただし、有効投票の総数が六分の一以上、かつ有効投票の総数が100票以上でなければならない。

第 20 条 以下の理由により当選人が定まらなかった場合は、選挙管理委員会が再選挙または本会会長による推薦によって当選人を定める。

- 1) 最多数の得票が複数ある場合
- 2) 当選人が辞退した場合
- 3) 学友会選挙規定第19条を満たさなかった場合
- 4) その他やむを得ない理由がある場合

第 21 条 第20条を適用して再選挙を適用する場合、開票結果を告示する際に下記に定められた項目を告示する。

- 1) 公募受付場所、受付時間
- 2) 再選挙運動期間
- 3) 投票期間
- 4) 開票日
- 5) 開票結果告示日

第 22 条 第20条を適用して本会会長による推薦を適用する場合、開票結果を告示する際に推薦者発表日を告示する。

第 23 条 候補者が一名であるときまたは一名になった時は投票を行わず、無効票当選とする。

第 24 条 前項の規定により投票を行わないこととなったときは、選挙管理委員長は直ちにその旨を告示しなければならない。

第 25 条 当選人の当選の効力は、開票結果告示があった日から学生総会によって任命されるまでの期間生ずるものとする。

第 26 条 当選人は、開票結果告示があった日から八草執行委員会に加入するものとする。

第 8 章 異議申立

第 27 条 本会会員は選挙について異議ある場合、結果公示の日から 3 日間本会会長に文書により申し立てができる。この場合、選挙管理委員会は 1 週間以内に審議、対応するものとする。